

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a>	8
<a href="#">第 2 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例</a>	8
<a href="#">第 3 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</a>	9
<a href="#">第 4 議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例</a>	9
<a href="#">第 5 議案第 8 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例</a>	10
<a href="#">第 6 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</a>	10
<a href="#">第 7 議案第 10 号 利府町駐車場条例の一部を改正する条例</a>	11
<a href="#">第 8 議案第 11 号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例</a>	23
<a href="#">第 9 議案第 12 号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例</a>	24
<a href="#">第 10 議案第 13 号 利府町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例</a>	35
<a href="#">第 11 議案第 14 号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例及び利府町指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例</a>	36
<a href="#">第 12 議案第 15 号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例</a>	37
<a href="#">第 13 議案第 16 号 平成 27 年度利府町一般会計補正予算</a>	37
<a href="#">第 14 議案第 17 号 平成 27 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算</a>	42

平成28年3月定例会会議録（3月4日金曜日分）

第15	議案第18号	平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算	42
第16	議案第19号	平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	43
第17	議案第20号	平成27年度利府町下水道特別会計補正予算	43
第18	議案第21号	平成27年度利府町町営墓地特別会計補正予算	44
第19	議案第22号	平成27年度利府町水道事業会計補正予算	44
第20	議案第30号	工事請負契約の締結について	45
第21	議案第31号	工事請負変更契約の締結について	45
第22	議案第32号	工事請負変更契約の締結について	46
第23	議案第33号	工事請負変更契約の締結について	46
第24	議案第34号	工事請負変更契約の締結について	47
第25	議案第35号	工事請負変更契約の締結について	47
第26	議案第36号	町道の路線認定について	48
第27	議案第23号	平成28年度利府町一般会計予算	49
第28	議案第24号	平成28年度利府町国民健康保険特別会計予算	49
第29	議案第25号	平成28年度利府町介護保険特別会計予算	50
第30	議案第26号	平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	50
第31	議案第27号	平成28年度利府町下水道特別会計予算	50
第32	議案第28号	平成28年度利府町町営墓地特別会計予算	50
第33	議案第29号	平成28年度利府町水道事業会計予算	50

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成28年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子君	2番	西澤文久君
3番	後藤哲君	4番	小淵洋一郎君
5番	安田知己君	6番	木村範雄君
7番	土村秀俊君	8番	吉岡伸二郎君
9番	高久時男君	10番	鈴木忠美君
11番	吉田裕哉君	12番	永野涉君
13番	及川智善君	14番	遠藤紀子君
15番	渡辺幹雄君	16番	郷右近隆夫君
17番	羽川喜富君	18番	櫻井正人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁君
政策課長	折笠浩幸君
政策課政策班長	鎌田功紀君
政策課文化複合施設推進班長	千田耕也君
政策課地域協働班長	星浩幸君
財務課長	小山田春彦君
財務課財政経営班長	鈴木真由美君
財務課管財契約班長	郷右近啓一君
税務課長	高橋徳光君
税務課町民税班長	

平成28年3月定例会会議録（3月4日金曜日分）

兼固定資産税班長	佐々木 辰 己 君
収 納 対 策 室 長	石 川 洋 志 君
収 納 対 策 室 収 納 整 理 班 長	櫻 井 浩 明 君
町 民 課 長	庄 司 幾 子 君
町民課保険年金班長	伊 藤 香 君
町 民 課 参 事 兼 戸 籍 住 民 班 長	阿 部 智 子 君
生 活 安 全 課 長	村 田 政 文 君
生 活 安 全 課 防 災 安 全 班 長	鈴 木 則 昭 君
生 活 安 全 課 環 境 生 活 班 長	鈴 木 啓 義 君
保 健 福 祉 課 長	菅 井 百 合 子 君
保 健 福 祉 課 健 康 づ く り 班 長	伊 藤 文 子 君
保 健 福 祉 課 福 祉 班 長	折 笠 ゆ き 江 君
保 健 福 祉 課 長 寿 介 護 班 長	嶋 正 美 君
子 ど も 支 援 課 長	櫻 井 や え 子 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 未 来 班 長	鎌 田 輝 久 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 支 援 班 長	鈴 木 久 仁 子 君
都 市 整 備 課 長	櫻 井 昭 彦 君
都 市 整 備 課 都 市 整 備 班 長	上 野 昭 博 君
都 市 整 備 課 施 設 管 理 班 長	庄 司 英 夫 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 智 君
産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長	大 谷 浩 貴 君
産 業 振 興 課 農 林 水 産 班 長	鈴 木 喜 宏 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 義 弘 君
上 下 水 道 課	

平成28年3月定例会会議録（3月4日金曜日分）

工 務 班 長	名 取 仁 志 君
上 下 水 道 課 経 営 班 長	鈴 木 義 光 君
震 災 復 興 推 進 室 長	大 友 義 一 君
震 災 復 興 推 進 室 復 興 調 整 班 長	郷 家 洋 悦 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 一 班 長	近 江 信 治 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 二 班 長	鈴 木 喜 勝 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 三 喜 夫 君
生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼 郷 土 資 料 館 長	鎌 田 光 信 君
生 涯 学 習 課 ス ポ ー ツ 振 興 班 長 兼 館 長	佐 藤 浩 幸 君
生 涯 学 習 課 図 書 振 興 班 長 兼 図 書 館 長	庄 司 敦 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	大 友 政 一 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教 育 総 務 課 長	小 幡 純 一 君
教 育 総 務 課 総 務 給 食 班 長	菅 野 勇 君
教 育 総 務 課 学 校 教 育 班 長	高 橋 活 博 君
教 育 総 務 課 参 事 兼 所 長	高 橋 信 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監 査 委 員 事 務 局 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 敏 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 善 男 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君

主 事 竹 内 春 菜 君  
主 事 菊 地 由 佳 里 君

---

議 事 日 程 （第2日）

平成28年3月4日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 3 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第10号 利府町駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第11号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第12号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 利府町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第15号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第16号 平成27年度利府町一般会計補正予算
- 第14 議案第17号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第18号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第19号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第20号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第18 議案第21号 平成27年度利府町町営墓地特別会計補正予算

- 第19 議案第22号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算
  - 第20 議案第30号 工事請負契約の締結について
  - 第21 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
  - 第22 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
  - 第23 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
  - 第24 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
  - 第25 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
  - 第26 議案第36号 町道の路線認定について
  - 第27 議案第23号 平成28年度利府町一般会計予算
  - 第28 議案第24号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計予算
  - 第29 議案第25号 平成28年度利府町介護保険特別会計予算
  - 第30 議案第26号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第31 議案第27号 平成28年度利府町下水道特別会計予算
  - 第32 議案第28号 平成28年度利府町町営墓地特別会計予算
  - 第33 議案第29号 平成28年度利府町水道事業会計予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員**の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番木村範雄君、7番土村秀俊君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第2 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第2、**議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



○議長（櫻井正人君） 日程第3、議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第4、議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、**議案第8号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第6、**議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第10号 利府町駐車場条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第7、**議案第10号利府町駐車場条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） 駐車場条例ということで、今回の改正の目的、利用者の長時間駐車抑制ということなのですが、町としては、駐車場の利用者の方々がどのような形態で駐車をしているかというのは捉えているんですかね。例えば、通勤に使っている人が主だとか、買い物あるいは遊びとかいろんな用事がありますが、いわゆるあそこに置く方たちはどういう目的で駐車場を利用しているかということを把握しているのかどうか、まずは伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

アンケート調査を行いまして、駐車場を利用された目的ということでお伺いしております。全体でアンケート配布枚数が260枚、配布しております。回収が128枚で、回収率が49.2%でございました。

その結果、JRを利用して通勤されている方が105名、通学されている方が6名、その他買物をされている方が7名、駅周辺の用事ということで2名、その他習い事や旅行、出張、検診というような形で8名という回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 13番及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、126名中105名がアンケートの調査によると通勤にお使いになっているということでございます。9割超えの方々が通勤でお使いになっていると。

駐車場を長時間抑制するためという目的であれば、通勤の方々というのは、まず朝早めに

7時に出れば夕方7時と、大体12時間くらいサラリーマンの標準的な、利府町から仙台圏に通う場合は、そういう時間帯を駐車していると思うんですね。だから、9割以上の方々が長時間利用者を抑制するためということには該当しないのではないかと。この方たちがとめたら、列車に乗って仕事場に行って、また列車に乗って帰ってきて駐車場まで戻るという時間は物理的に困難なので、置きっぱなしということになります。

したがって、その時間帯を掛け合わせていくと、無料30分間はありますけれども、最初の5時間で100円で、積み上げていくと300円から400円になると。今まで200円だったものが、その倍になるということで、受益者負担ということもございますけれども、倍になると、利用者が20日間、月のうちに行けば8,000円くらいになるということがありますので、その辺についてはどのような形で通勤の方々に同意を得るのかということが問題になってくると思うのですが。これに対してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 13番及川議員の再質問にお答えいたします。

料金の見直しということで、満車の解消ということを目的にしております。

昨年実施しました1週間の駐車場の利用状態によりますと、1週間で2,163台駐車しております。そのうちの14%の車両が2日以上長時間駐車をされております。最長で10日間駐車されている方がいらっしゃいました。そのために、回転率が悪く日中に利用したい方が満車のため利用できない状況になっているという状況になっております。

14%といいますと、満車台数311台ですので、大体40台ぐらいが2日以上駐車しているということで、そういった長時間使用されている方は、1日200円という低料金のために利用されているのではないかとということで、通勤の方を対象にした長時間抑制ではなく、複数日を駐車される方の長時間の抑制を図るだけで、ある程度の駐車場のスペースが確保できるのではないかとということで、今回の料金改定を提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の案分比を聞きますと、14%の方が長時間ということで、長い人は10日間も駐車しているという方もいらっしゃるようですが、反対に言うと、86%の方は日々で移動されているということになると思うんですけれども、その方たちの料金が倍になると。14%の方のために、回転率を上げるために料金の負担を約倍近くにするとすることは、ちょっと問

題があるのではないかなと思います。

もう1つ、お伺いしたいことは、3回目だからいいですね。

無料駐車30分間ということで設定してはいますが、これは通常の場合、ロータリーあるいは停車区域というものが定められていますが、あそこに車を連れて送迎の人が待っている状態が常態なんですけれども、わざわざその待っているところから駐車場まで行って、つまり町営駐車場まで車を移動させて、駅側からは満車状態かあるいはどこがあいているかわからない状態、例えばゲートから入ってどこに入れたらいいかという状態も選択しかねる状態にあるのに、わざわざ送迎のために町営駐車場に車で移動するかというのは甚だ疑問に感じているところなんです。その点に関してはどのような考えで30分間無料駐車ということをお勧めようとしているのか、お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 13番及川議員の御質問にお答えします。

30分間の考え方ということでございますが、まず第1点目として、30分間につきましては近隣の状況を確認しまして、ほとんどが30分間ということで、一応それを参考にしております。

実は、きのうもちょっと駐車場の状況を確認しております。6時から7時、この夕方の時間が一番混雑するというので、やっぱり確認した結果、駐車場のロータリー内の待機スペース、10台分があるんですけども、そこは満車でした。そのほかに、ロータリー内にも車が駐車しておりました。それらがあふれて、道路のほうまで駐車している状況でございました。合わせて30台ぐらいの車が駅付近におったわけでございます。

これからPRをしていかなければならないんですけども、そういう迎えに来る方々にPRしまして、町営駐車場に誘導したいと考えております。

それから、迎えに来られる方、いろいろな地域から来られると思うんですけども、野中方面にもし行くのであれば、駅駐車場から直接、踏切を通らないで出られる方法もあります。出入口が2カ所あるものですから。そういったこともいろいろPRしながら、駐車場に誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。10番鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、及川議員からも、あとちょっと関連するんですけども。

確かに、今の駐車場料金というのは安過ぎると思います、あの場所に置いた中で、それで、

やっぱり今回改定した。ただ、今回の改定を見ると今度は非常に高くなると。近隣の今、民間の駐車場があそこにございますが、やっぱり町そのものがこういうやり方をすると今度、現場の駐車場の方も値上げをする可能性も出てくると思うし、一番ここで問題なのは、バスの便がやっぱり減ったということが一番の原因ではないかなと思うんですよね。その辺を、ただ14%が長時間駐車するための対策料ということでもありますけれども、それが解消できた場合、料金は戻るのか。その辺もあわせて。

そして、バスの減便に対する対策はどのように町として考えていくのか。

それから、現在の駐車場のスペース、今までも議会の中で何度となく拡張等々、話が出ていますけれども、それについての町の取り組みというの、どのように考えた中でこういう料金体系というのを出しているのか。その辺もあわせて、やっぱりお話をさせていただきたいと思います。

こういうことで提案したことでありますので、やってみるということはよろしいかとは思いますが、ただ非常にひっかかりがあるということで。今、言ったこと考え方をちょっと聞いて、実施ということで賛成したいと思いますけれども。今の、ちょっと町の考え方をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） まず、第1点目に、料金体系で効果によっては後で戻すのかという御質問でございます。それにつきましては、今度やってみなければわからないんですけれども、今、何ができるか、あの渋滞対策、それから満車状態をどのように解消するかということで、このような案を提案させてもらっております。当然、そのときにどういう利用状況、収入体系になるかわかりませんが、その場合に検討していくような形になるかと思っております。

それから、バスの減便対策でございますが、いろいろと一般質問等でも議員さんたちから御提案いただいておりますが、28年度予算で一応、総合交通のアンケート調査をすることになっておるようです。そういった中で、いろいろと検討していくような形になるのではないかと考えております。

それから、駐車場の拡張の件でございます。来年度から文化複合施設を含めました都市再生整備計画の第1期が始まります。31年まで第1期でございます。第2期は32年度からということで予定しております。その中で、駅前広場の拡張それらも含めて、財源を確保して実施していかなければならないのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。14番遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 私も、バスの駅前のロータリーの混雑というのは、以前も一般質問で取り上げたことがございますけれども、やはりどう考えても送迎というのは駅の近くまでという心理が働くと思いますし、やはりあの広い駐車場の中にあきのスペースを見つけるのも大変ですし、私はここはうまく動かないのではないかなと思っております。

結局、通勤の方の駐車場代が結構、先ほど及川議員も質問なさいましたけれども、大きく上がるということ。そして、一番苦情が出ておりますのが、要は日中の買い物に使いたいとか仙台へ出たいという方が8時台あるいは9時台に、もうあそこは満車であるということが常識的に町民の中に入っております。

この解決に向けて、通勤の方でいっぱい車を、大幅に値上げをすれば通勤の方も減るかもしれないけれども、8時、9時あたりの満車状態ということに対して、何かお考えは持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 14番遠藤紀子議員の質問にお答えいたします。

通勤で利用される方が大体、大半を占めているわけでございますけれども、その中で、11時間以内で戻れば1日300円と、100円の料金の値上げになります。12時間利用した場合は400円と倍の料金になるわけですが、一般の買い物等で利用される方であれば、8時間利用して200円という料金はそのまま据え置くことができるというような考えでございます。通勤利用者の満車状態を解消できるのかということでございますが、ある程度の料金改定によって、その分の利用者が減るのではないのかとは思っております。

ただ、天候によりまして、ふだん自転車、バイク等で駅まで利用されている方が、雨、雪、風のために自動車で駐車場を利用されるという場合も想定されますので、一概にその満車状態が解消されるのかということは、実施してみないとまだわからない状態でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 14番遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） まさに、実施してみなければわからないということで。通勤の方は、大きく駐車料金が上がる場合は、近隣の駐車場、たしか4,000円ぐらいで借りられると思いますけれども、多分、近隣の駐車場も結構満杯状態なのではないかと、これは調べていないのでわか

りませんけれども、駐車料金が非常に値上がりしてしまうので駐車場を借りるといふ、逆に町営駐車場からあぶれてしまう人たちから非常に不満が出てくると思います。

これは非常に悩ましい問題なんですけれども、そこでスペースがあげば日中、仙台に出方には便利になる。まさに、パークアンドライドの用件が満たせられるわけなんですけれども、この辺の、非常に通勤の方たちの不満が出る。そして、結局は岩切に皆さんが向いてしまうという非常に危うい状態が出るのではないかと危惧しておりますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 14番遠藤紀子議員の御質問にお答えします。

先ほど来、お話ししているアンケート調査の結果なんですけれども、ほぼ毎日利用している方が46%、毎日というか5日ぐらい利用している方が40%。そのほかの方につきましては、週1回から2回、それから月1回から2回とか、そういう状況になっております。

確かに、四十何%の方には毎日利用しているということなので御負担はかけるとは思います。またそれから利用時間につきまして、どの程度利用しているかというアンケートもっております。その中で、やっぱり10時間から11時間ぐらいが一番多かったということです。その辺で、300円と400円のはざまというんですか、上がるか上がらないかになる方が多いんですけれども、全ての方が上がるということではないので、その辺は御理解をいただく。そして、御説明を丁寧にしていくということをしていかなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 14番遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） これはやってみなければわからないというようなところが非常にある問題だと思いますけれども。先ほど来、アンケート調査とおっしゃっておりますが、こういったやり方でアンケートをとられたのか。ほとんどの方が通勤の方のように想像できるんですけれども。多分、日中使う方がアンケートの中には入れなかったような状態でアンケートをとったのではないかと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 14番遠藤議員の再質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、ことしの1月14日朝6時半から10時までの時間で駐車場を利用された方に配布しております。ですので、結局は通勤されている方が主だったと思われま

す。



アンケートの内容につきましては、駐車場の利用目的、行き先、駐車場の利用頻度、駐車場の平均利用時間、駐車場を利用している理由、駐車場は利用しやすいかというような項目でアンケート調査を行っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 駐車場条例の一部改正ということで、目的としては長時間駐車の利用を抑制して回転率の向上を図るということで、今回の提案をされています。

今の現利用者に対してどのくらいの抑制を図って、どのくらいの、要は希望台数といいますか、そこにとめたいけれどもとめられなかったということが多分あるから、今回の回転率を上げる。要は、今使っている人を使いづらくして、あきをつくってとめさせるということだと思わうんですけども、あきをつくる台数とはどのくらいを考えているのか。ひとつお願いしたいと思います。

それと、もう1つ。今回の一番大きな目玉としては、利府駅の送迎車両の待機所として駐車場を活用するということが書いてあります。今、駅前に送迎で来て、送っていくのはそのまま落とすというのがあるでしょうけれども、1回入ると思うので。その人たちに対して、わざわざ使いづらくして駐車場まで人を引っ張っていくやり方が、駅利用に関してどう考えているのか、お尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 6番木村議員の御質問にお答えします。

まず、第1点目のどの程度の削減を図るのかということでございますが、先ほどちょっと、実績の調査の結果14%ぐらいの方が複数日利用しているということでございますので、その方たちの抑制をまず図りたいなと考えております。

それから、わざわざ駅前に行かないで駐車場に行くかということでございますが、今できることとして、要は駅前からどういうふうに車の整備をするかということ考えたときに、駐車場が近くにあるものですから、そのスペースを使えないかということで、今回30分間無料で、そこに車を誘導したいと考えたことから、このような改正案になったということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の、利用者数の14%が複数日、最大はたしか10日間とか、先ほど答弁

がありました。ちょっと、10日をかばう気はないんですけれども、複数日の中で、要は朝にとめて、日は超えたけれども次の日の朝には持っていくという方も多分いらっしゃると思うんですけれども、その方々がどのくらいいらっしゃるのか、わかっていれば答弁をお願いしたいなと。

もう1つ、今回の改正をしたことによって、実際に収支はどのような見通しを持っているのか、お尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

調査によりますと、24時間以上使っている方につきましては7台です。24時間以上36時間が82台と、ずっとこういうふうが続いていくんですけれども、そういった形、要は2日以上使っている方がいっぱいいるということで、その抑制を図りたいということの考えでございます。

それから、収支の状況につきましては、これも先ほど来、やってみなければわからないというところはあるんですけれども、一応、来年度の当初予算のお話をさせていただきますと、現状のまま推移した状況の70%程度を予算化しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 1点だけです。

この条例改正なんですけれども、駐車場だけの目的ではないと。駐車場だけが今、話題となっておりますが、そもそも駅周辺の利便性向上に関して、これまでたびたび議論がなされてきておりまして、町としては駅周辺に関して駐車場、ロータリー、その他公共交通ということで総合的に検討するというのを繰り返し答弁されてきたところなんです。駅周辺の利便性向上に、駐車場の料金改定だけという案でもってつながるのかなというところに疑問が残りますので、その他、駅周辺の利活用についての取り組みがあるのならばお伺いしたいなと思います。

また、先ほど鈴木議員への答弁で、都市再生整備計画、平成32年度以降とありましたが、つまり最短5年間はそういった大きなインフラ整備というような物理的な取り組みは考えていないというようなことなのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 11番吉田議員の御質問にお答えします。

まず、駅周辺の一体的な開発ということで、どういうことを考えているのかということでご

ございますが、当然、駐車場の拡張だったり、駅前広場周辺の整備、それからコミュニティセンターなどの改修とか、そういったものも都市再生整備計画の中で考えていかなければならないのではないかなと考えております。

あと5年間何もしないのかということですが、まずできるものからやっていくということで今回、改正させてもらっております。また、あと5年間のうちにどのような展開になるかはわからないんですけども、ただ財源が必要になってくると思います。その財源のためにも都市再生整備計画の中で駅前周辺も開発整備していくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、もう一度だけお尋ねいたしますが、実質値上げになるということなどは理解しているんですが、そもそも長時間利用者の抑制ということですが、長時間利用は長時間利用が必要だから駐車しているという利用者の都合を考えているのかなというところが、そもそもの前提条件を考えているのかなと。10日間の方はちょっと疑問を持ちますが、2日以上とめるという方でも2日以上とめる理由と必要があるからとめていたのではないかなと思うんですが、その辺の、最初の考え方をちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 11番吉田議員の御質問にお答えします。

最初のその駐車場の目的は、当然パークアンドライドとかそういうことで始まった駐車場と理解しております。それが2日、3日のための駐車場かなと思うと、ちょっと疑問な点があります。そのようなことも踏まえて、今回このような改正案になったということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。9番高久時男君。

○9番（高久時男君） 駐車場緩和ということでの提案だと思うんですけども、私は前、通勤で使っていたんですが、通勤で11時間以内に帰ってくるというのはなかなか難しい。大体12時間、1日に使っていました。ということは、1日400円までいくわけです。中には、例えば金曜日、仙台で酒を飲んで駅まで帰ってきて、あとはタクシーで帰るとかというような形のものもありましたので、2日利用というのは、そういったケースも結構あるのではないかなと思うんです。

駅の駐車場、すごく利用者にとっては利便性が高い施設です。恐らく利府町内だけではなく

て、利府以外の人たちも結構つかっている部分があると思います。総合的に考えていくと、この利便性をちょっと下げってしまうというような施策が果たして妥当かどうか。駅の乗降客数の維持とか、これからふやしていこうとかということにも考えを及ぼさなくてははいけないかなと思うんですが、そういった部分も含めて、ちょっとなかなか難しい話なんですけれども。

今現状では、きっと料金体系を変えたとしても、まず余り変わらないのではないですかね、利用者を抑制するという意味に関しては。できれば、当初のテストパターンとして30分無料というようところで抑えていったほうがよろしいのではないかなと思います。

○議長（櫻井正人君） 質問ではなくて要望ですか。（「要望かな」の声あり）当局、答えようがないのですけれども。要望でとめときますか。（「そうですね」の声あり）

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。13番及川智善君。最初に反対討論。

○13番（及川智善君） それでは、議案第10号利府町駐車場条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論します。

本議案は、駐車場利用者の長時間利用の抑制をもとに、利用時間に応じた料金を改正する提案であります。総合的な駐車場対策、例えば駐車場区域の拡大、高層化あるいは分散、駅前広場の見直しなどの理解しやすい対策あるいは方法を講じず、実質的に利用者に値上げを強いるものであります。

町営駐車場長時間利用者の主な人は通勤等であり、ほとんどの方は仙台圏への列車利用の目的のため駐車するものであります。駐車時間と勤務時間が重なり、列車移動時間と勤務時間を合わせ標準的な駐車時間は、平日であれば朝の7時から19時までの12時間となり、物理的に長時間利用抑制を促すことは困難であります。

また、この時間帯の利用料金の比較をすれば、現行は200円、改正案は300円ないし400円となり、日額料金はおよそ倍額となります。日額、例えば400円で月20日勤務すれば月額8,000円となり、負担感は大きいと言わざるを得ません。

さらに、町営駐車場の実質的な値上げは、近隣の民設民営の駐車場料金値上げに波及しかねないと思います。

一方、駐車場入場から30分間無料として、送迎のための待機所とする案にも疑問が残ります。

一時的に混雑が起きているものの、時間差や各利用者間の譲り合い、または構内無料駐車場を利用しての方法を促すことで、これを回避できる可能性は高いと思われます。

送迎は限定的な時間との勝負であります。駅、ロータリーで待機できる車が町営駐車場まで移動して、どこの区域に駐車できるかわからないままに利用することはおよそ考えられません。

以上のことから、駐車場長時間利用者の抑制につながらず、本条例に反対します。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。（「反対がある」の声あり）では、反対討論。4番小  
渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） そもそも、駐車場経営は赤字で困難だと言われるのであればやむを得ないと私は考えます。しかし、長時間駐車している車、満車状態を解消するという目的で今回、料金を改正するのは根本的な問題解消にはならないと思います。

なぜなら、私は長い間、JR、バスを利用して仙台方面に通勤しておりました。一昨年のミヤコーのダイヤ改正により減便になった、バスがない、そのためにやむを得ずマイカーで駐車場に行ってパークアンドライドをしていると。

駐車場が開設された当初はもっと高かったはずで、400円だったかなと記憶しますが。鈴木町長が打ち出したパークアンドライド構想、非常にありがたく私は感じておりました。

しかし、今回このような政策は全く逆行するものと考えます。

もし、原案どおり可決されるのであれば、200円から300円ないし400円、月に6,000円から8,000円になってしまいます。月決め駐車場を利府駅周辺で探した場合、ほとんど飽和状態、そうなった場合、利便性のよい岩切駅方面に行くのではないかなと思います。また、仙台市内でも7,000円ぐらいで月決め駐車場を開設しているところもあります。

こうなったときに、利府駅の利用率を上げなくてはいけないと考えた場合に、この料金改定はほかの駅に人が流れてしまう、利府駅の利用率が下がってしまうという観点から、私は反対の立場をとりたいと思います。

また、駅前のロータリー内にある広場、10台の駐車スペースがありますが、常時3台ないし4台はとまりっ放しです。駅の送迎が終わってもとまっている状態は何かとよく見たところ、りふレ利用者がそこでお酒を飲んで、代行でもって帰っていく、そういう状態を見ておりますか。やはり、あの10台のスペースのところを輪どめ式の駐車場にして、30分無料にして、それ以上使う人には料金を課す、そういう方策もあることを提言しまして、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは、議案第10号利府町駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、今回の改正内容ですけれども、駐車場の長時間駐車を抑制し、回転率の向上を図る。利府駅の送迎車両の待機所として駐車場を活用する。30分以内は無料。5時間まで100円。その後、3時間ごとに100円ずつと上乗せを図っております。

現状の駐車場は、長時間駐車は連泊をする方も多く、町民がとめようと思ったときに駐車できない状態が多々ある、これが一番の問題ではないかと思っております。

特に、嵐のコンサートのときには本当に満車の状態が続きました。あそこの中でとまって寝ている方もいらしたと。4日間とまって800円ですから、非常に効率的な方もいらっしゃいました。ただ、嵐のコンサートとかそうではなくて、福島にとまってきたという方も私は聞いていますので、全てがそうではないけれども、駐車場の利用度としては非常に高かったということはあるのだと思います。

それと、現状の課題です。駐車台数が現状の利用者に対して少ないということが、まず1つ挙げられると思います。また、利府駅の送迎のたびに駅から歩いていかなければならない駐車場にとめなければならないということは、そういう人はやっぱり本当に少ないんだと思います。幾らとめようと思っても、やっぱりどうしても駅前で、送ってきたらなおさらとめてもすぐ出ていく、迎えの方はちょっとあるかもしれませんが、そういうことが現状だと思います。

利府駅の利用者をふやすことが利府駅への増便の条件であります。今までよりも駅に行くのが大変であれば、岩切駅に行ってしまう。岩切駅のほうが利用度が高くなって利府駅の利用者が減ってしまう、そういう課題も出てくるのかと思っております。

駅前の混雑緩和は、駐車場利用そのものではなく、新たな視点での取り組みが必要であります。

また、駐車場の駐車台数が少ないから、あそこに2階建て、3階建ての駐車場をつくるというのも出されていますけれども、費用対効果は施工時の代替駐車場を考えれば、やっぱり賛成はできないと思っております。

結論としてですけれども、利府駅の乗降数をふやすためには、現在よりも利用をしにくくする施策は問題だと考えております。

2つ目。駅の混雑対策は、町営駐車場にとめさせるのではなく、新たな視点での対応を求めていきたいと思います。日中の利用者対策としては一定程度の効果はあると思われますが、現在の利用者にとっては、「改悪」ととられても仕方がない状況であります。

今回の改正で、現在の収入よりも下回ることがあれば、行政当局の責任であり、そのようなことがあれば、速やかな対応を求めるものであります。

全ての人に満足してもらうには駐車台数の増加を図ることになりますが、現時点では対応策はまだ定まっていないということもありますので、町が利用形態を検討するとともに、当初の目的、回転率の向上と収入増加、駅前の混雑解消を図られるときは、再度の条例改正及び課題の解決に向けて取り組むことを求めて、現状、本提案に賛成したいと思います。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。しばらくの間、お立ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第11号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第8、議案第11号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第12号 利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（櫻井正人君） 日程第9、**議案第12号利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番安田知己君。

○5番（安田知己君） 今回、私たちはずっと、高校生まで子育ての無料をふやせということ saying 来て、あとは所得制限といったものをなくせと、そういうことが通ったので、これは非常によくなったなどは感じております。

ですが、やっぱり一番気になるのは、多分皆さん、うんと気になると思うんですけども、今まで無料だった小学生の保護者に対してもワンコインと、そういった負担を求めるということがあるんですよ。

利府町というのは、みんなで子育て支援にすごく力を入れてきて、どこからでも、医療費が無料なんだってということが、やっぱりいろんな口コミで広まっているのを考えると、ワンコインというのは非常にこれから、利府町の子育て支援、充実した子育て支援にとって致命的と見えますか、ちょっと後退するようなイメージに見受けられるんですけども、それについてどのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 5番安田議員の御質問にお答えいたします。

これまでも何度か御説明いたしております、子ども子育て支援事業計画アンケートにおきましても、また議員がおっしゃいますようにこれまでの議会におきましても、教育費のかさむ中学生、高校生までの助成事業の延伸を要望されていたような状況でございます。

昨年の12月にも御質問いただきまして、検討中という答弁をさせていただきましたが、それ以前にも何度か高校生までの延伸の御質問、御要望をいただいているような状況でございます。



その中で、やはりネックになっておりましたのが財源の確保というところでした。

今回、小学生の通院につきましても月に1回、初回の診療時のみ御負担いただく、また入院につきましても月5,000円を限度に御負担いただくことにより、中学生、高校生になっても安心して医療を受けられる制度として、こちらは考えてあります。

これまでは、中学生は毎回500円、入院につきましても1日500円ということで御負担をいただいておりますが、改正後は小学生と同じ内容で、18歳到達の年度末まで助成が可能となるような状況でございます。

小さな御負担で長い間安心して医療を受けられる制度として御理解をお願いしたく、こちらではPRを図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 拡大したり所得制限をなくしたことに對して、私たちは本当に評価しているんですけども、今まで無料だった、少ないとはいいましてワンコインとはいえ負担をさせるということは、高校生、中学生のいる保護者はすごく助かると思いますが、例えば小学生の子供が3人とか、年子の子供さんとかいらっしゃいますから、6年間で長い間を負担させるということに對しては、非常にやっぱり私、抵抗を持たれる保護者の方がいらっしゃると思うんですね。

受益者負担という考え方がありますけれども、やっぱり小学生まで広げたときの予算といっても、町全体からの予算からすると、そんなに町が大変になるくらいのものではないと思います。

もう1つは、利府町に転居されてきた方というのは、小学生の医療費が無料だから、そういったことをやっぱり一番のメリットかなと思って来ていらっしゃる方、いっぱいいると思うんですよ。そういう方が転居してきて、実際、今度これが条例改正なりますと、ワンコインとはいえ負担をさせるということは、転居されてきた方にとっては何か憤りを感じるというか、ちょっと違うのではないかと、やっぱりすごく感じると思うんですけども、それにはどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

小学生のお子さんが多い御家庭で、やはり負担が大きくなるのではないかということなどの

御質問なんです、月の初回のみということで考えております。3人のお子さんがいらしても、1カ所ずつでしたら月1,500円ということで考えていただいてもよろしいかと思っております。

それで、もし万が一、高校生のお子さんなどが20日間ぐらい入院して、さらに通院となりますと8万円近くのお金がかかってしまいます。中学生、高校生になっても、やはり安心して子育てができる環境をとるところを町でもPRしてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。10番鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 過日、もらった資料を見ると、今お話しのとおり、高校それから中学、小学校となると、非常に改正版で安くなるというイメージを受けられます。現実的には、小学生とかという子供は続けてあるということで、この比較だけを見ってしまうと、どうなのかなと、やっぱり保護者については非常に負担増になるのかなという感じはします。

ただ、やっぱり今回、18歳まで引き上げ、そしてなおかつ所得制限を外したということで、そういう意味合いからすれば一歩前進かなと。小学校無料を有料にしたということは、今、安田議員からも言ったとおり、ひっかかりはありますけれども、ただ、最大限の出る額というのは決まっておりますので、そういう中では、この新しい案でよろしいかなという感じがしますが、意見でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 町民課ではないところに答えていただきたいんですが、子ども医療費の助成対象拡大のための財源確保を、なぜ子ども医療費から持ってくるのかなというところをお尋ねします。

子育て支援の充実というのは社会問題であって、いずれ少子化で国が減ぶというものも見えてこざるを得ないというような世の中である中、町全体を考えれば、財源確保を子育てや教育を削るということでさらに充実するという考え方が、ここが全く理解できないんですが、なぜこういった考え方で今回、改正案を出すのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策課長。

○政策課長（折笠浩幸君） 吉田議員の質問にお答えします。

子ども医療費の拡充に当たりますと、校納金のほうを財源した、先ほど医療費と言っていましたけれども。（「両方ですが、いいです」の声あり）校納費の助成なんです、こちらに

つきましては、震災前にこういった保護者の軽減を図るということで、誓約はしております。震災後、中学生の医療費拡充の際にも庁内では議論を交わしたのですが、震災の影響も考慮して、中学校拡充のときにはこれを廃止しないで継続するというところで、今日まで来ております。

そもそもの中学校拡充の際の棚上げとなっていた校納金につきましては、震災のある程度の落ち着きを見ている段階で、18歳の拡充の財源に一応充当していくというところがございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 学校徴収金支援事業を削るということについて、もともと廃止を考えているというような動きでありました。それだけではなくて、なぜ子育て支援という枠の中で、子ども医療費という枠の中で、より低い世代、小学生を抱える世帯に負担を求める姿勢を示すのかということです。そこをお尋ねしております。

財源が大変だと言いますがけれども、町全体を踏まえて考えた経過が見られないなと思うんですけれども。

質問として、周辺市町村の中3まで無料というので大体追いついてこられているんですけれども、新年度、周辺市町村などでは改正の動き、どの程度までつかんでおられるのでしょうか。お尋ねいたします。

それと、所得制限のほう、額が1,250万円ほど撤廃で、町の持ち出しが出るというような予測がありますけれども、実際に該当人数を教えてくださいなと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

まず、周辺市町村の状況なんですけれども、18歳まで対応しているところが現在、県内で11市町村ございます。ことし、28年度4月から実施するところは、大和町、松島町の2町となっております。

それから、所得制限の対象者なんですけど、こちらは現在、所得制限の対象となっているために未申請の方もいらっしゃいますのではっきりした数はつかめないんですが、大体600人程度と考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 18歳まで拡大していくところが松島と大和とあると。既に、富谷などもされていますけれども、その中で、今後の動きも含めて、これまで基本無料にしていくという姿勢ということでしたが、ゼロから500円を新たに負担していただくというような例はあるんでしょうか、お尋ねします。それだけです。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） お答えいたします。

現在、御負担を求めているのは県内で4市町になります。その中の1つが利府町なんですけれども、ことしの4月から実施するところについては、御負担等は求めておりません。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。4番小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） 18歳まで拡大、非常に評価すべきことと思います。しかし、小学生については500円をいただく、そこはやはり逆行しているかなと。子育て支援先進地の魅力ある利府町がこういうことでいいのかなと思います。

それから、学校徴収金、全部廃止してしまうということでありましたけれども、3人のお子さんを持っている方に見れば大打撃であります。第3子については認めてやっていただきたいということと、それから財源について、所得制限は完全撤廃ではなく、所得制限の額を上げて、その財源を持ってくるようにしたらいかがと感じますので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。副町長。

○副町長（伊藤三男君） それではお答えします。

まず、子ども医療費関係ですが、この財源的なものというのは、決算、予算等で申請とトクトウワクに掲げますけれども、大部分が単独費ということです。今、1億五千万超ぐらいの経費を必要としているわけですが、県からの補助金、皆さん御存じのように、宮城県は特に乳幼児医療というものが全国から数えて5本の指に入るといような低水準になっているということです。そういうことで、その資金については全体事業費の6分の1ぐらいしか助成では来ないというような状態になっています。

そういうことで、限られている一般財源の中で、18歳までいかにして拡大するかという試算をした結果がこういうことだったと。それで、前回、資料をお渡しして篤と御理解いただいて

いるかと思えますけれども、中学生にも毎回400円を負担していただいているということです。それが、この改正案が認められれば、月1回500円で来られるということになります。また、入院に関しても最大10日分までですと、負担していただくのは、それ以降は町で助成しますということにしています。

そういうことで、トータル的に考えて、先ほど安田議員でしたか、高校卒業まで安心して子育てできる環境を整えてということが、この条例改正の一つの狙いということ、まず御理解願いたいと考えております。

資料をお渡ししているように、今、小学生、例えば子供さんが2人いれば、いつかは18歳、そのまま推移しますよね。そもそも全体的なトータルな意味で、この条例改正を見ていただければと考えております。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。14番遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 中学生、高校生の入院に関するお話が大分強調されて出ておりますけれども、私は、中学、高校に行きますと、それほど入院が必要な人というのはそんなにいないのではないかと思いますし、今回の案の中で、やはり小学校にゼロから500円の負担というのが非常に大きな問題になると思います。

医療費の保護者負担の算出例をいただきましたけれども、この中で小学校2人という子供の例は入っておりませんでした。やはり小学生で低学年、高学年の2人を持つ家庭というのは非常に多いと思います。

この案を出される中で、小学校1年生から6年生まで全てをワンコイン化するというのではなく、せめて小学校3年生までは無料といったような案が出されなかったのどうか、まず伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 14番遠藤議員の御質問にお答えいたします。

小学生の中で、低学年、それから高学年の中での割り振りというものを考えなかったかという御質問だと思いますが、基本的には小学生は一本化して考えさせていただきました。

小学生についての算出例がなかったということで御質問がございましたが、現在、小学生が無料となっておりますので、実際には小学生が3人、お医者さんにかかられても無料となります。しかし、算出例をお手元にお持ちかと思うんですけれども、改正後に関しましては、例え

ば小学生3人のお子さんであっても2,500円という形で変わりはありません。

それから、ちょっとこちらでもいろいろなアンケートをさせていただいておりましたが、お母さん方の中から非常に意見が多かったのが、例えばアトピー等で疾患があってお医者さんに通っているんですけども、やはり大きいのは薬剤費だということでございました。今回は、もちろん未就学児も含めまして小学生から高校生まで薬剤費は、お医者さんからいただいた診断に基づいて出されるものについては無料といたしておりますので、その辺も考え合わせた上で御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） いろいろなお子様の病気によっても、恩恵が大きい方、あるいはその逆の方もいらっしゃると思いますが、せんだって、利府町の子ども子育て支援の事業計画をいただきました。これをおつくりになるに当たって、ニーズ調査をなさっております。この中で、小学生をお持ちの親御さんの48%、49%ぐらいが子育てをする上で負担に思うことという欄で、子育てに出費がかかると半数ぐらいの方がおっしゃっています。

また、子育てのしやすさという点では、80%ぐらいの方が利府町に今、満足していると。小学生をお持ちの親御さんのアンケートです。そして、子育てとして利府町に期待することの3番目に、安心して子供が医療機関にかかれる体制を整備してほしいというものが出ておりました。

このニーズ調査、かなり大きなものだと思います。ですから、やはりこういったニーズ調査からも、小学生はせめて低学年だけでも無料化を維持してもらいたいと思いますし、小学校3年生ぐらいまではやはり病気をしがちだと思うんですね。私、一番危惧いたしますのが、病気のほかに歯の生えかわる時期というのが小学校3年生ぐらいまで多いと思います。私は、たかが500円ですけども、定期的に検診していた方たちがこれによって、ちょっと子供さん2人、3人いらっしゃる方が敬遠してしまうのではないかと思いますけれども、その辺の危惧はどうお考えになりますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（庄司幾子君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

毎月500円の負担についての御質問でございますが、やはり検討する中には、現在の中学生の料金制度をそのままということも検討されました。しかしながら、やはり御家庭の負担等を考

えまして、月の初回のみという設定をさせていただいております。

お子さんが多い場合には、やはりそういったことも大変になるかとは思いますが、中学生、高校生まで安心して、利府町の子供たちが公平に医療を受けられる体制というところで、小学1年生から6年生までの御負担をいただくという制度にいたしましたところですので、その辺の御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 今まで本当に、この子育て、どこへ行きますとも胸を張って利府町の子育て支援の充実をというものは私も口にしてまいりましたけれども、結局、少し後退してしまうわけでございますし、今申しました歯の問題、虫歯の率というのが宮城県は全国でもワーストにも入っておりますし、利府町はさらに悪いほうだと思います。

これから国際化に向かう時期で、歯の健康というものは私もこれからも強調していきたいと思っておりますけれども、そういった面で、今は6人に1人が貧困であるというようなものも出ておりますし、せめて小学校低学年までは無料でしっかりとこの町で医療を受けさせてあげたいと思っておりますけれども、その辺のお考え、もう一度お聞きいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。副町長。

○副町長（伊藤三男君） それではお答えします。

小学校低学年まで何とかならなかったのかということです。これも、先ほど担当からも申し上げているように、小学生、中学生、高校生までの、もちろん乳児からも含めますが、全体的な子育て期間を安心して医療が受けられる期間を確保したいということから、今回の改正に至ったということでございます。

遠藤議員も御承知だと思いますけれども、国でも全国的なばらつきがある子ども医療費について、今、検討に入ったということが、この前マスコミ報道で発表されていますが、これを国でも早急に増額、国からの支援等も含めて検討するというようなことが打ち出されています。

それを見ながら、これからこの医療費について事情が大きく変われば、その都度検討は加えていくということにしていますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の副町長の答弁どおりだと思うんですね。やっぱり宮城県が、県にちゃんと未就学児6歳まで全部、医療費を持たせるというのも一つ大事なんだろうなと思いま

す。

そこで、ちょっと今回の改正の中で、町長に答弁をお願いしたいと思います。

今回、18歳までの拡大、そして所得制限の撤廃、それと調剤、薬局の薬の分も全額助成しますよということは非常にすばらしいことなんだろうなと思っています。そこは誰も、多分皆さんもそのとおりだと思っているんだと思います。

問題は、やっぱり小学生が今まで全額助成だったのがワンコインになったと。ワンコインになったときに、よく言われるのが受益者負担、要は病院にかかるのだから負担してよという話がいつも出されてきます。ただし、未就学児、小学生の親の所得と、中学生、高校生の親がどんどん年齢が上がっていくことによって、やっぱり所得というのは多分だんだんとふえていくと思うので、その中で受益者負担という一定額がみんなが同じなってくると、やっぱり本当に問題なんだろうなと私は思っています。

そのために、利府町が子育て支援の町だよとアピールをしてきたということで、今回、小学生のワンコインというのが出されたのはやっぱり非常に問題だと思っています。

そこで、町長に質問なんですけれども、今回、小学生にワンコインを入れたんですけれども、これからいろんな状況が出てくると思うんですが、それをもう1回撤廃して全額助成するということが条件的に整えばあるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村範雄議員の御質問にお答え申し上げます。

御承知のとおり、子ども医療費助成については、今、全国の都道府県で宮城県がどうのこうのと言われている問題が確かにあるわけであります。

我々、宮城県の町村会長、会議ごとに宮城県の引上げを要望しているところでございます。まだ、その実現に至っておりません。

仮に、今の県の助成がもう少し、就学児未満以上に助成されれば、当然その分について見直し、例えば今言われているように小学生無料とかそういった対応については検討をせざるを得ません。

ただ、今の時点ではどうしても、ずっと18歳まで安心して子育てできる環境をつくるにはどうすればいいかいろいろ検討しました結果、小学生がワンコイン負担になりました。ただ、よく考えてみれば、中学生、毎回500円なのを月1回500円にした。そして、もう1つは入院500円、30日間入院したら1万5,000円ですかね、それを5,000円に抑えた。そういうこともよく御理解



いただかないと、ワンコインにこだわるとトータルの医療費助成が崩れてしまう、そういうおそれがあります。

ですから、今後そういった状況が整えば、小学生の無料化についても再検討する必要、予知がありますので、まずはこのことをお認めいただきまして、そして利府町のますますの子育て支援事業に御協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 小学生の分を、2,000万円の子育て世帯の負担になるんだということを、それを人数分で割り返せば、ある程度の額が出てくるんですけども、なかなか結構、子供の分、子育て世帯にとっては大きな負担になるのかなと思っています。

今回、小学生までということで、今将来、状況が変わればという話がありましたけれども、もうこれ以上ワンコインを、要は未就学児には絶対導入しないんだということを、そこでちょっと答弁をいただきたいんですけども。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） ただいま申し上げましたが、仮に県が助成を拡大すればどのぐらい、果たして財政的に無料化に至るまでの財源確保ができるかにもよりますが、財源によっては無料化に戻す場合もあるということでありまして、あるいは半分になるかもわかりませんが、そういった意味で今回のケース、18歳まで拡大する、大きな皆様方の御要望にお応えしたということだけは何とか御理解いただきたいなと思っています。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 済みません。最後の、これ以上拡大はしないという旨の答弁をお願いします。未就学児に拡大はしないという決意をいただきたい。

○議長（櫻井正人君） 小学生以下に拡大しないということですか、負担を。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 趣旨がちょっとつかめませんでしたが、今の質問は、小学生以下、未就学児までワンコインを負担するなという……。 （「はい」の声あり） もちろん、そのとおりであります。小学生までワンコイン負担としたのは、やむを得ない措置であるということをお理解していただきたい。したがって、未就学児についてはこれまでどおり町単独でも当分は継続せざるを得ない、現時点ではと思っております。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。11番吉田裕哉君。（「反対で」の声あり）最初に、反対討論。

○11番（吉田裕哉君） それでは、議案第12号利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

まず、今回の議案の条例改正の内容として、これまで中学生だった医療費の助成対象を18歳までに拡大するという事は理解しております。多くの保護者の望む声があり、周辺市町村でも競うように対象拡大が進んできている背景がありますので、少子化、人口減少時代のスイセイであると考えております。

また、所得制限の撤廃も、より多く税金を納めている方のほうが受けられないという矛盾、不公平感の解消につながるものであると考えております。

しかし、ここからが問題だと思っておりますが、これらの取り組みを推進するための財源確保のために、小学生を抱える世帯から新たに負担を強いるという提案、ここに反対いたします。なぜ、子育て支援の拡充に取り組むために、ほかの子育て支援を削るのでしょうか。しかも、より若い年代へ大きく負担させるという方向なのかと考えております。子育てや教育の分野の中で削るといふ、狭く小さい枠の中でだけやりくりしようと考えているのでしょうか。

ある程度の負担は当然であり、やむを得ないという意見もあります。しかし、10年前、2005年から、この国自体の人口減少が始まっており、ふえる一方の社会保障や税負担のツケは、私たちやその後の将来世代に先送りされているという状況にあります。子供や将来世代を優遇しないと、国家や、この社会自体が成り立たないという状況に既になっております。

本町においても例外ではなく、将来人口は増加が予測されていますが、イコール老年人口、高齢者の増加でしかなく、年少人口や生産年齢人口の比率は減少が見込まれております。しかも、それは楽観的な前提条件をもとにした予測です。

塩竈、松島、七ヶ浜といった周辺自治体も、人口減少、少子化が著しく進み消滅可能性自治体とされる中、もはや子育て支援の充実によって子供や子育て世帯の転入を奪い合うという不毛な自治体間競争を強いられている今の時代です。

保育所待機児童が国の国家的問題となる今、そのような時代になって、新たに小学生を抱える世帯に負担を強いるという今回の改正案は、町がこれまで進めてきた子育て支援の充実逆

行する提案であると考えます。

また、財源確保の方策は町全体の予算を踏まえて検討するべきであり、子育てや教育といった将来への投資、未来への投資を削ってまで賄うべきものではありません。

以上、今回の改正案を通すことは、子育て支援の充実をうたいながら、その子育て世帯に、特に出費が大きい、より若い世代へ負担を強いるという町の姿勢を示すことになり、いずれ私たちを支えてくれる将来世代を優遇しないという町の姿勢を示すことになると、本町に見られるような大きなマイナスとなると考えますので、この議案に反対いたします。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号利府町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第13号 利府町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第10、議案第13号利府町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を

改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号利府町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第14号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第11、議案第14号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第15号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第12、**議案第15号利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第16号 平成27年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第13、**議案第16号平成27年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人

2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、40ページ、11目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費ですが、3節職員手当等の中の時間外勤務手当が200万4,000円ということで、時間外勤務手当というのは超過勤務をしている時間帯の手当てだと思われるんですが、他の課と比較してもかなり突出しております。まず、お聞きいたします。どういうわけで、期間的な問題、人数の問題、仕事の内容等についての説明かたがた、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（折笠ゆき江君） それでは、及川議員の御質問にお答えいたします。

臨時給付金、新たに65歳以上の方の支給ということになりますけれども、福祉班職員、5人おまして、そちらの職員が対応するようなことになりますので、抽出作業とかデータのチェック作業などございますので、そちらの業務に充てることになるかと思えます。通常業務があるんですけれども、それ以外の新たな業務ということになりますので、若干の時間外がふえていくというところになります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 65歳以上の方に支給ということなんですが、仕事の内容等、ちょっとはつきりわからないんですけども、福祉班の構成人員が5人の方ということで、単純にやると40万円ですか、五四、二十で。これは、どれだけの期間で集中して、仕事のやり方というのはそれぞれ計画されて、大体は仕事勤務時間内に終わるように計画は、上司の方は全体の班の把握とかそういうことをしながら時間の配分をしていくものと思われましてけれども。

なぜ、5人だから1人頭40万円ですか、平均にすると、わかりませんが。それはもちろん職員の給与のもらい方によってはそれぞれの案分比が違いますけれども、平均すると40万円、期間的にどれくらいの時間で、もともと国の給付金制度ということは急に出てきたわけではないので計画を持ってできると思うんですが、その辺、なぜ40万円も超過勤務に要したのか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉長。

○保健福祉長（菅井百合子君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

今回、国で臨時的な給付金として支給をします年金生活者等の支援臨時給付金でございますけれども、これにつきましては、国でも低所得者に対する臨時的な措置として、できるだけ早い時期に支給をするようにということで、市町村に要請がされております。

もちろん、そういった要請を受けて、町といたしましても、できるだけ早い時期に支給をするということで準備を進めさせていただくわけでございますが、当然、平常の事務がございます。そういった事務の上に、臨時的なものとして国で支給を定めた給付金でございますので、平常事務以外にどうしても時間外で対応せざるを得ないという状況がございますので、今回このような形で時間外勤務手当の計上をさせていただいたところでございます。

なお、補正予算の説明でもさせていただいていたかと思いますが、これらにつきましては28年度に事業を繰り越しさせていただくことで御了解をいただきたいということで考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 仕事の内容が、はっきり今の答弁ではなかったんですけども。

いろんな国の施策というのは、どこの課でもあると思うんですね。臨時給付金にしても、事前にかんがりの告知というか制度のお知らせがあったと思いますし、内容的に65歳以上の方ということで対象が絞られているので、それほど計画的に迷う仕事ではないと思うんです。ただ、技術的なことは私はわかりませんが。

だから、そこに集中すれば、かなり200万円というのは本当に今まで補正予算を見る限り、例えば防災班とか政策課とかで若干の時間外手当はございますけれども、緊要な課ですが、それぞれ45万円とかそんな程度です。

それで、職員の数も全然違うと思うんですけども、やはり5人で200万円というのはかなり仕事のロスがあるのではないかなと思われるんです。恒常業務をやりながらというのはどこでも、公式の給料をやりながら時間外で対処するということだと思えます。超過勤務、時間外手当というのは、どこまでも申請すればもらえるという意識のもとで、そういうつもりでやっているとは思いませんけれども、やっぱり職員に対してこの期間だけで40万円を配分するという考え方は、生活給プラス、かなり受給が多いと受けとめざるを得ないんですけども、その辺、もう一度お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉長。

○保健福祉長（菅井百合子君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

当然、我々、職員を管理する側としても、職員の健康管理を考える上で適正な時間外勤務をしていくようにしていきたいと考えているところですので、議員の目でのお話にあるように、1人当たり40万円の時間外がどうなのかというお話はあるかと思えます。

ただ、40万円というものを1カ月で行使するとかではなくて、今回の年金給付に関しましては、支給対象者に対する通知あるいは支給決定に至るまでの事務処理、そういった期間で約4カ月から5カ月くらいの期間がかかると考えております。そういった期間、どうしても平常事務との重複ということで、日中、来庁者の対応あるいは給付金支給者の対応を考えた場合に、時間外にならざるを得ないという状況がございますので、御理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。16番郷右近隆夫君。

○16番（郷右近隆夫君） 45ページ、8目浄化槽費の19節負担金、補助金及び交付金239万円の減額、どういうふうに見込んでおったのか。できなかった理由を。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 16番郷右近議員の御質問にお答えします。

8節、浄化槽の負担金、補助及び交付金の補助金、合併処理浄化槽設置事業でございますが、239万円の減額ということですが、当初、7人槽を6基で計算しておりましたが、27年度2月末現在で3基の申請しかございません。その部分の減額という形で考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 郷右近隆夫君。

○16番（郷右近隆夫君） 合併浄化槽を設置できる場所というか、まだできない場所、公共下水道の未定地区が春日、藤田、加瀬でございますが、現在149基くらい設置している方がおると思うんですが、まだ未設置の家庭、どのくらい戸数があるか教えていただきたいと思えます。

設置したくてもできないということは、水路の整備とかそういうものもかかわってくるんですが、その原因もお聞きいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 郷右近議員の再質問にお答えします。

現在の浄化槽の未設置の戸数ということですが、27年度2月末現在で捉えているの



は155戸程度だと考えております。

流末水路の未整備の戸数でございますが、現在35戸ぐらいあるのかなとは捉えております。

いろいろ状況が違ってきたり、道路整備あるいは水路整備とかもありますので、この辺は随時、変わっていく部分があるので、今後も引き続き調査は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 郷右近隆夫君。

○16番（郷右近隆夫君） この件については、地区では話題になるんですけども、やはりPR、説明など出向いて、そういう機会も持っていただければと思っております。その点について、再度お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 郷右近議員の再質問にお答えします。

PRということですが、現在、町の広報紙で年に3回ほど浄化槽の設置、あるいは維持管理の補助の部分についてPR活動はさせていただいております。今、流末水路の未設置の方のところへ直接出向いてということでしたが、1軒、1軒と離れた場所が多いので、これをまとめて地区に出向いてというのはなかなか難しい部分があるので、今後も今のPR活動、プラスアルファ、もし個人から話があればそれに答えていくという形で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号平成27年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第17号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議案第17号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第18号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第18号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第19号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第16、**議案第19号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第20号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第17、**議案第20号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第21号 平成27年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第18、**議案第21号平成27年度利府町町営墓地特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号平成27年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第22号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第19、**議案第22号平成27年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号平成27年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第20、**議案第30号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第21、**議案第31号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第22、**議案第32号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第32号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第33号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第23、**議案第33号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第33号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第24、**議案第34号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第34号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第25、**議案第35号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第35号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第36号 町道の路線認定について

○議長（櫻井正人君） 日程第26、**議案第36号町道の路線認定について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第36号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第23号から



日程第33 議案第29号まで

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第27、議案第23号から日程第33、議案第29号までの平成28年度利府町各種会計予算につきましては、議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第23号から日程第33、議案第29号までの平成28年度利府町各種会計予算につきましては、議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております議案第23号から議案第29号までの平成28年度各種会計予算について順次、御説明申し上げます。

初めに、平成28年度利府町各種会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

**議案第23号平成28年度利府町一般会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総額を149億6,000万円と定めるものでございます。

平成28年度予算は、過去最大の予算規模であった前年度と比較いたしますと18億1,000万円、約10.8%の減となりました。平成28年度の予算編成におきましては、施政方針でも申し述べましたところでありますが、復興事業の早期完了に向けた着実な推進と、利府小学校建替え事業、文化複合施設整備事業や公共施設の老朽化に伴う修繕事業、さらには少子高齢化に伴う各種事業を初め、町民の皆様に心の豊かさと幸せを実感していただけるよう、将来を見据えた諸施策の展開に予算の重点配分を行いました。

自主財源である町税につきましては、税率改正による法人町民税の減収があるものの、納税者数の増加による個人町民税や、家屋の新築による固定資産税の増収が見込まれることから、昨年度と比較して824万3,000円増を見込んでおります。

一方で、地方消費税交付金や普通交付税などの依存財源の増額が見込めない状況であります。

このため、財政調整基金を初めとする各種基金から取り崩しを行うなど厳しい財政状況となっておりますが、限られた財源を最大限有効かつ効果的に活用しながら、さらなる町政経営の効率化と財政の健全化に努めてまいります。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。

**議案第24号平成28年度利府町国民健康保険特別会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総

額を33億2,667万3,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして2.2%減となっております。減額となりました主な理由といたしましては、保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものでございます。

次に、18ページをお開き願いたいと思います。

**議案第25号平成28年度利府町介護保険特別会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総額を18億9,305万8,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして4.6%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、利用者の増に伴う介護給付費の増加でございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。

**議案第26号平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総額を2億3,886万3,000円と定めるものでございます。前年度と比較して3.4%の減となっております。減額となった主な理由といたしましては、保険料率の見直しと、保険料の軽減措置の拡充に伴いまして保険料が減額となることから、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額を見込んでいるものでございます。

次に、28ページをお開き願いたいと思います。

**議案第27号平成28年度利府町下水道特別会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総額を9億3,433万8,000円と定めるものであります。前年度と比較いたしまして2.1%の減となっております。減額となった主な理由といたしましては、震災復興事業の進捗によるものでございます。なお、下水道建設事業といたしましては、赤沼地区の整備を促進するとともに、関連事業といたしまして管渠等の長寿命化対策補修工事を継続的に進める計画でございます。また、震災復興事業といたしまして、平成26年度から継続事業として進めている浜田地区の水路改修事業につきましては、本年度での完成を見込んでおります。

次に、33ページをお開き願いたいと思います。

**議案第28号平成28年度利府町町営墓地特別会計予算**でございますが、歳入歳出予算の総額を400万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして1億9,958万4,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、昨年は町営墓地の整備のための予算を計上していましたが、今年度は地方債の償還金利等の予算の計上としたものでございます。

次に、37ページをお開き願いたいと思います。

**議案第29号平成28年度利府町水道事業会計予算**でございますが、第3条収益的収入及び支出

の水道事業収益につきましては、給水人口の増に伴う使用水量の増により、対前年比0.3%増の10億4,809万3,000円。水道事業費用につきましては、浄水施設、排水施設の修繕事業の増などから、対前年度比3.3%増の9億3,149万1,000円を計上いたしております。

続きまして、38ページをお開き願いたいと思います。

第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては排水施設整備事業に係る企業債の増により、前年度と比べ6,927万5,000円増の7,581万6,000円。資本的支出につきましては、平成26年度からの2年の事業期間で実施いたしました浄水場電気・機械設備更新工事の完了に伴いまして、前年度と比べまして2億9,905万7,000円減の3億5,481万3,000円を計上いたしております。資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億7,899万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上が本定例会に提案いたしております平成28年度各種会計予算でございますが、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第23号から議案第29号までの平成28年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第29号までの平成28年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月5日から3月10日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、3月5日から3月10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、再開は3月11日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後0時08分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年3月4日

議 長

署名議員

署名議員